

第2回 熊本市こどもの性被害防止 条例（仮称）検討委員会	
令和8年7月13日	議事資料

第2回

熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会

こども政策課

目次

- 前回の振り返り 3
- 議題1 論点整理 8
 - ①条例が想定する範囲について
 - ②本条例の位置づけ・性質について
 - ③こども性暴力防止法等との関係について
 - ④こどもや性暴力の範囲について
 - ⑤責務規定の範囲について
 - ⑥加害者支援の位置づけについて
- 議題2 めざす姿(案) 19
- 議題3 骨子(案) 21
- 議題4 市民からの意見聴取 24
 - ①アンケート
 - ②ワークショップ

前回の振り返り

議題Ⅰ：条例制定に向けた論点整理

論点(1) 条例が想定する範囲について

- 条例が想定する範囲をどのように設定するか
- 大人から子どもへの性暴力を対象とするか、子ども同士の性暴力も含めるか

【主なご意見】

- 条例が主に想定する範囲については、学校・児童福祉施設、民間教育保育等施設に加えて、「家庭」における性暴力を対象とすべきではないか
- トー横などの路上での性暴力などの事態まで想定すると公共空間等も含めた方がよい
- 大人から子どもへの性加害のみならず、子ども間の性加害行為も対象とすべきではないか
- できるだけ広くカバーしたいという思いはあるが、子ども性暴力防止法の対象範囲を大きく超えてしまうことは実効性の面で懸念がある。

論点(2) 本条例の位置づけ・性質について

- 理念条例とし、具体的な取組等についてはガイドラインで補完するものとするか
- 行為の禁止や規制を伴うことを含めたものとするか

【主なご意見】

- 理念条例とし、具体的な取組についてはガイドラインで整理して実効性を確保してはどうか
- 子どもには必要ないが、大人に対する行為の禁止や規制は必要ではないか
- 禁止や規制については、先行自治体の例を参考に判断すべきではないか

➡ 対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為や規制）

論点(3) こども性暴力防止法等との関係について

- こども性暴力防止法を前提として、地域で機能させる（実効性をもたせる）ための補完的条例とするか
- 本法に加えて、市独自の規定を設けるものとするか

【主なご意見】

- 法の制度対象外の事業者に対しても安全確保措置をしてもらえるように市独自の制度や仕組みを考えていく必要があるのではないか

論点(4) こどもや性暴力の範囲について

- 本条例において、対象や範囲をどの程度明示するのが適切か

【主なご意見】

- 対象となるこどもについては、18歳未満という考え方もあるが、想定する関係性や場面などを示して、年齢を固定せず、その範囲もできるだけ幅広い方がよいという考え方もあるのではないかと
- 性暴力とは何か、どこまでを含めるものなのかを共有するのがすごく大事であり、狭い範囲の性犯罪だけを性暴力と捉えないでほしい

論点(5) 責務規定の範囲について

- 責務規定をどの主体に設定すべきか(例:市、学校、事業者、保護者、市民など)
- 各主体の責務規定の位置づけをどう整理すべきか

【主なご意見】

- ・ 制限を課すのではなく、協力を依頼するという意味での役割責務であれば、全ての主体を対象にした方がよいのではないか
- ・ 民間事業者への過度な規制や罰則は非現実的。協力を促すものがよいのではないか
- ・ 保護者への責務は慎重に検討する必要があるのではないか
- ・ 努力義務では意味がないという意見もあるが、市が姿勢を示すということに意義があるのではないか

➡ 対応② 先行自治体の役割・責務に関する条文整理

論点(6) 加害者支援の位置づけについて

- 加害者(こども、大人)支援の位置づけをどう考えるか

【主なご意見】

- ・ 被害者のケアが最優先だが、被害者支援、再発防止のためにも加害者への支援(「支援」という表現は要検討)が必要ではないか
- ・ 加害者支援の資源がないことが課題である
- ・ 加害をした者がこどもであった場合の支援(教育)について条例に明記すべきではないか

➡ 対応③ 先行自治体の事例調査(加害者支援)

その他ご意見

【主なご意見】

- 目指すゴールが前向きである必要があり、まずビジョンを設定することがとても大事ではないか

➡ 対応④ めざす姿の検討

議題2:市民からの意見聴取

アンケート、ワークショップ

【主なご意見】

- より有用な結果を得られるよう、アンケートの内容、手法、時期については再考すべきではないか
- ワークショップは意見聴取という目的だけでなく、教育的な意味合いもある。

➡ 対応⑤ 委員からの意見聴取。日大研究チームとの連携

議題Ⅰ 論点整理

論点(1) 条例が想定する範囲について

- ①～④において、本条例に基づき啓発・支援の強化を図る。
- ①②については、こども性暴力防止法等の対策・対応に加え、本条例に基づく対策等を講じる。
- ③④については、児童虐待防止法や刑法等の関係法令による対策等を講じる。
- こども間の性加害行為についても教育・支援の対象として条例に含めるということで整理。

本条例に基づき啓発・支援の強化を図る範囲

関係法令及び本条例による対策・対応を講じる範囲

こども性暴力防止法の適用範囲

① 学校、児童福祉施設等

- ・国公立・私立の学校（幼稚園・小中高校・特別支援学校など）
- ・認定こども園、認可保育所
- ・児童相談所
- ・児童福祉施設（乳児院、児童養護施設 など）
- ・障害児入所・通所施設

② 民間教育保育等施設・事業

- ・認可外保育所
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾
- ・スポーツクラブ など

うち、一定期間、家庭外の場所において、複数の指導者が継続的に対面でこどもに教える活動を行う施設等で、国の「認定」を受けた事業者

関係法令による対策・対応を講じる範囲

③ 家庭

- ・自宅、親族の家など

④ 公共空間・公共の場

- ・路上、繁華街、公共交通、公園、イベントなど

論点(2) 本条例の位置づけ・性質について

- 理念条例とし、具体的な取組についてはガイドラインで整理して実効性を確保する。
- 行為の制限や禁止、義務付け、罰則規定については、法の趣旨や目的、内容、効果に照らし、個別に検討を行う。

【参考】法と条例の関係性、罰則に関する法制課意見

- ✓ 法と異なる対象者や行為を条例で規制すること（横出し）や、法より厳しい基準や罰則を条例で定めること（上乗せ）については、徳島市公安条例事件判決（※）で示された判断基準を踏まえ検討する必要がある。（法の趣旨や目的、内容、効果に照らして条例の規定が法と矛盾抵触すると判断されれば、条例が違憲無効となるため。）

※「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」とされた。

- ✓ また、条例に罰則規定を設けるのであれば、「検察庁との協議」が必要であり、協議には一定の期間を要する。なお、法が定める罰則規定と同じ対象者の同じ行為について同様の罰則を適用することは、検察庁との協議において同意が得られない可能性が高い。

【参考】対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為、規制）

禁止行為

	大阪府	福岡県	長野県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	長野県子どもを性被害から守るための条例
条項 ※詳細は 参考資料 参照	- 第8条（不安を与える行為の禁止） - 第9条（威迫する行為等の禁止） → 監督者が直ちに守れない13歳未満への欺き、強要、威迫、つきまとい等を禁止する	第9条（行動規範） → 県民等是指針を踏まえ人権侵害となる行為や被害者特定情報の拡散を行わない	- 第17条（威迫等による性行為等の禁止） → こどもに対し、脅し・だまし・困惑につけ込んで性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、見せたり教えたりすることを禁じる。 - 第18条（深夜外出の制限） → 保護者は正当な理由なくこどもを深夜に外出させないよう努め、周囲の大人や営業者も連れ出し防止や帰宅の促しに努める。
規定の背景・必要性	小学生以下への声かけ・つきまとい等の前兆事案の増加を受け、判断力や危険回避能力が未熟で見守りの必要性が高い13歳未満を保護対象とし、重大な被害の未然防止を図る趣旨で設けた	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性とこどもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた	県民運動として地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んできたが、社会環境が変化中、こどもの性被害の増加を受け、教育・啓発・罰則・被害者支援を盛り込む新たな条例整備が必要となった
取組内容	警察による検挙及び抑止活動を実施	「性暴力根絶に向けた対応指針」及び解説の策定	人権教育・性教育の充実等の「予防」や基本理念に関する県民理解の促進等の「啓発活動」を実施
効果、課題	第9条第2号関係の検挙件数は、平成24年から平成30年までの間で7件、平成31年から令和4年までの間で1件となっている	性暴力根絶に向けたさらなる周知・啓発が必要	施行時から数年の間で5件の検挙（深夜外出規制のみ）があったが、近年の検挙はない状況であることから、一定の抑止効果があったと捉える
備考		議員提案による条例	青少年保護育成条例を制定していない ※他都道府県では、青少年保護育成条例に18歳未満の者に対する性行為・わいせつ行為の禁止や深夜外出の制限が規定されていることが多い

【参考】対応① 先行自治体の事例調査（禁止行為、規制）

罰則

	大阪府	福岡県	長野県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	長野県子どもを性被害から守るための条例
条項 ※詳細は参考資料参照	第17条、第18条（罰則） → 禁止行為の常習違反等に刑事罰、届出義務違反等に行政罰を科す	第22条（過料） → 正当な理由なく必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料の対象となる	- 第19条（罰則） → 禁止行為や深夜の連れ出し違反には刑罰を科す - 第20条（適用除外） → 違反した者がこどもの場合や、行為時にこどもであった者には条例の罰則を適用しない
規定の背景・必要性	- 第17条は、刑法における他人の身体に直接危害を及ぼす罪に適用される罰則との均衡を踏まえ、その軽重を考慮して規定した - 第18条は、届出制度が社会復帰支援を目的としていることを踏まえ、違反行為の性質及び罰則の程度を考慮し、届出の実効性を担保するため行政罰として規定した	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性とこどもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた（再掲）	- 第19条は、罰則は被害を減らす効果があると考え規定した - 第20条は、こどもを性被害から守るため、社会的非難を受けるべき大人の行為に対し処罰規定を盛り込んだ
取組内容	- 警察による取締り及び検挙を通じて罰則規定の実効性を確保するとともに、条例違反が疑われる事案については関係機関と連携の上、情報把握に取り組んでいる - 届出義務違反については、調査・指導を行い、必要に応じて過料の適用を行うほか、条例内容の周知・啓発を実施することにより違反の未然防止を図っている	特になし	人権教育・性教育の充実等の「予防」や基本理念に関する県民理解の促進等の「啓発活動」を実施（再掲）
効果、課題	- 罰則規定の整備により条例違反行為への抑止効果が期待され、検挙や行政措置と相まって実効性の担保に寄与している - 違反の把握が通報等に依存する点や、適用判断に慎重さを要する点が課題であり、届出義務違反については、制度の周知や理解の促進に継続して取り組んでいく必要がある	特になし	施行時から数年の間で5件の検挙（深夜外出規制のみ）があったが、近年の検挙はない状況であることから、一定の抑止効果があったと捉える（再掲）
備考		議員提案による条例	青少年保護育成条例を制定していない ※他都道府県では、同条例に18歳未満の者に対する性行為・わいせつ行為の禁止や深夜外出の制限が規定されていることが多い

論点(3) こども性暴力防止法等との関係について

- こども性暴力防止法を熊本市内で機能させる（実効性をもたせる）ための補完的機能を持つとともに、本法の制度対象外の事業者等に対しても条例に基づく取組を促すため市独自の制度や仕組みを設ける。

※補完的機能のイメージ

- ➡こども性暴力防止法で規定されている義務の履行は設置者に任せられているため、研修等の円滑な実施や適切な相談体制の確保など、国法が地域で機能するよう条例・ガイドラインにより具体化し補完するもの。

（例）

- ・研修内容や実施方法を示す、市が研修を主催する・教材を提供する
- ・相談を受けた際の流れ（どの段階で関係機関につなぐか等）を明確にする
- ・関係機関との連携の基本的な考え方や役割分担を整理する
- ・誰がどのように対応するかなど、現場での役割分担を明確にする など

※市独自の制度や仕組みのイメージ

- ➡こども性暴力防止法の制度対象外の事業者にも“予防・安全確保”を広げ、取組の空白を生じさせない仕組み

（例）

- ・情報提供（ガイドライン、相談窓口、対応の考え方、行動規範等）
- ・研修機会の提供
- ・こどもから相談を受けた際の対応手順 など

論点(4) こどもや性暴力の範囲について

- 本条例において、「こども」を次のように定義する。性暴力等の定義については、条例の性質等を踏まえ、その必要性も含めて今後検討する。

こども：18歳未満の者（高等学校等に在学する18歳以上の者を含む）

【参考】

■こども性暴力防止法 Q&A

児童等

次の①から③の者を指す。（こども性暴力防止法第2条第1項）

- ① 学校（※）に在籍する幼児、児童又は生徒

※幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
幼保連携型認定こども園

- ② ①以外の18歳未満の者

- ③ 高等専門学校の第1学年から第3学年又は専修学校（高等課程）に在学する者

■こども性暴力防止法施行ガイドライン

児童等

通常、教育、保育等を提供する事業者が支配的、優越的立場に立ちやすく、自らの意思に基づく行動により被害から逃れることが難しい幼児、児童、生徒（高等学校等に在学する18歳以上の者を含む。）や18歳未満の未成年者を想定している。

論点(5) 責務規定の範囲について

- 市、学校等、事業者、保護者、子ども、市民の役割・責務を規定する。

	内容例 ※他自治体条例を参考
市	・施策の策定実施 ・関係機関との連携 ・関係機関の支援
学校等	・性教育の実施 ・安全確保措置 ・早期発見・早期対応 ・市施策への協力
事業者	・性暴力防止、被害者支援の必要性への理解 ・安全確保措置 ・被害の申出があったときの適切な対応 ・市施策への協力
保護者	・性教育の実施 ・子どもが被害にあったときの保護・支援
子ども	・自分の心と体を守る意識 ・自他の尊重
市民	・性被害や二次被害を防ぐための配慮 ・市施策への協力

【参考】対応② 先行自治体の役割・責務に関する条文整理

		大阪府	福岡県	茨城県	長野県	三重県
		大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	長野県子どもを性被害から守るための条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
役割・責務	県	【義務】 ・各主体との連携による施策の実施 【努力】 ・各主体の支援	【義務】 ・各主体との連携による施策の実施 ・市町村支援 【努力】 ・民間団体への支援	【義務】 ・関係者との役割分担を踏まえた施策の策定・実施	【義務】 ・施策の策定・実施 ・県民運動の推進 【努力】 ・施策の策定・実施にあたっての関係機関と連携協力	【義務】 ・施策の策定・実施 ・施策の策定・実施にあたっての関係機関と連携 ・情報収集と活用
	市町村	-	【努力】 ・県・警察と連携した対策の実施 ・住民の理解促進及び被害者支援	【努力】 ・関係者と連携した取組の推進 ・住民の理解促進	-	【努力】 ・関係機関や住民と連携した取組推進 ・住民理解の促進と県施策への協力
	学校等	-	【努力】 ・公立：性暴力防止と被害者支援の総合的教育の実施 ・私立：公立に準ずる	【努力】 ・県立：性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発 ・国立・私立：県立に準ずる	【努力】 ・人権教育や性教育、情報モラル教育	【義務】 ・性暴力防止と早期発見 ・疑い時の迅速な相談窓口へのつなぎ 【努力】 ・研修や環境整備 ・県施策への協力
	事業者	【努力】 ・子どもを守る行動 ・府施策への協力	【義務】 ・被害申出への適切対応 【努力】 ・研修参加配慮や県等施策への協力 ・指針に基づく環境整備	【義務】 ・被害申出への適切対応 【努力】 ・性暴力防止と被害者支援の必要性の理解、配慮 ・県市施策への協力	【義務】 ・子どもの性被害防止への配慮 【努力】 ・県施策や学校・地域の取組への協力	【努力】 ・性暴力根絶と被害回復支援の必要性の理解 ・性被害防止や職場環境整備 ・申出への適切な対応 ・県施策への協力
	保護者	-	-	-	【義務】 ・子どもを守る第一義的責任の自覚 【努力】 ・性被害防止の教育や被害時の保護・支援	-
	県民	【努力】 ・日常生活で子どもの安全確保 ・府施策への協力	【義務】 ・理解促進及び被害や二次被害の防止への配慮 ・県や市町村の取組への協力	【義務】 ・被害や二次被害を生じさせない配慮 【努力】 ・性暴力防止と被害回復支援の必要性の理解 ・県市施策への協力	【義務】 ・地域で子どもを育む重要性の理解 【努力】 ・主体的は性被害防止の取組 ・県や学校・地域の施策への協力	【義務】 ・性被害や二次被害を防ぐための配慮 【努力】 ・性暴力防止と被害回復支援の理解 ・早期発見、被害者支援への主体的な取組 ・県施策への協力

論点(6)加害者支援の位置づけについて

- 被害者支援、再発防止のために加害者への対応についても位置付ける
- 加害行為に関与したこどもに対しては、発達段階に合わせた教育・支援を講じる

【参考】対応③ 先行自治体の事例調査(加害者対応)

加害者への対応(住所等の届出義務・社会復帰支援)

	大阪府	福岡県	茨城県	三重県
条例	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
条項 ※詳細は 参考資料 参照	- 第12条(住所等の届出義務) → 刑期満了後5年以内の府内居住者に、住所等の届出を義務付ける - 第13条(社会復帰に関する支援) → 届出確認後、本人の意思と秘密に配慮しつつ、社会復帰相談等の必要な支援を行う	- 第17条(住所等の届出義務) → 刑期満了後5年以内の県内居住者に、住所等の届出を義務付ける - 第18条(受診の勧奨と社会復帰の支援) - 第19条(加害者等からの相談等) → 対象者の再発防止と社会復帰に向け、相談・治療・指導の支援を行う	- 第7条(性犯罪の再犯防止、社会復帰のための支援等) → 対象者の再発防止と社会復帰に向け、相談・治療・指導の支援を行う - 第8条(住居の届出) → 刑期満了後5年以内の県内居住者に、住所等を届け出る	第22条(性暴力の再犯防止) → 加害者等へ再発防止と社会復帰の支援を行い、子どもには保護者と連携し、相談しやすい環境整備に努める
規定の背景・必要性	子どもが性犯罪の被害に遭わない社会、加害者を生み出さない社会、すなわち、子どもが健やかに成長し、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に資する目的で規定した	他の都道府県と比較して性犯罪の認知件数が多く、深刻かつ憂慮すべき状況にあり、県民の誰もが特に女性と子どもが安全に、安心して生活を送るためには性犯罪を防止することが重大な課題となっていた(再掲)	犯罪の露見により加害者が職を失うなど更生の機会を失い、本人だけでなく家族も平穏な生活を送れなくなる場合があることを踏まえ、再犯防止と更生・社会復帰支援の重要性を定めた	加害者の再発防止に向けた取組は必要であるとして規定した
取組内容	- 届出義務を課すとともに、届出内容の確認のための自宅訪問の実施 - 希望者に対するカウンセリングの実施	- 届出義務を課すとともに、届出を行った者に対してプログラムの受講を促す - 福岡県性暴力加害者相談窓口を設置し、加害者に対して再発防止専門プログラムの実施や専門的医療機関の紹介	- 子どもに対する性犯罪をした者から住居の届出を受理 - 相談窓口を開設し、県ホームページ及びSNS等で相談窓口を周知 - 精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等を紹介	加害者又はその家族(加害者等)が求める場合には、県が加害者等からの相談に応じ、心理学的又は医学的に必要な支援を実施
効果、課題	- 住所等の届出義務及び社会復帰支援を組み合わせた取組により、対象者の状況把握が可能となり、再犯防止に向けた一定の抑止効果が期待される - 届出内容の正確性の確保や対象者の把握には一定の限界がある - 社会復帰支援は本人の承諾によるところが大きく、支援の利用が必ずしも十分に進まない場合がある	再犯防止プログラム終了後に再犯した場合、報道等をされない限り窓口で認知することが難しく効果検証がしづらい	再犯防止の重要性や機運醸成に向けた取組を継続的に実施していく必要がある	加害者の再発防止に資する支援が行える社会的資源(医療機関、民間支援団体)が存在していないため、人材育成、県外の資源の活用を含め、体制の在り方について検討する必要がある
備考		議員提案による条例	議員提案による条例	- 再発防止規定は県が講じる施策として規定し、県民の権利は制限しない - 青少年健全育成条例の目的(青少年に限定)、迷惑防止条例の性質(規制条例)と異なることから、本条例における再発防止を既存のそれらの条例で規定することになじまないと判断した

議題2 めざす姿(案)

	こどもの性被害を生み出す背景・要因・課題(例)	施策の方向性(案)
性被害を生まない (未然防止)	・ 人目が届かない場所での関わり ・ 境界や同意に関する理解不足・軽視(被害者・加害者) ・ 加害を抑止する仕組みの不足	・ 接触環境の可視化・ルール化 ・ 境界・同意に関する教育の徹底 ・ 加害を未然に防ぐ仕組み整備
性被害に気づく (早期発見・対応)	・ 異変に気づく知識や関心の不足 ・ 相談しにくい関係性 ・ 判断や対応への迷い ・ 初期対応体制の不足	・ 異変を見逃さない力を高める ・ 相談しやすい環境づくり ・ 対応基準の明確化 ・ 初期対応体制の強化
被害者を支える (支援)	・ 被害にあったこどもの孤立や偏見による二次被害 ・ 保護者・周囲の対応の難しさ ・ 相談・支援へのアクセスの困難さ ・ 学校・福祉・医療・警察等の連携不足	・ 二次被害を防ぐ意識の醸成 ・ 保護者・関係者の対応力向上、支援 ・ 相談・支援へのアクセス向上 ・ 多機関連携による切れ目ない支援
地域全体で守る	・ 地域のつながりの希薄化や見守りの仕組み不足 ・ 学校・家庭・地域・行政の連携不足 ・ 当事者意識の弱さ	・ 地域の見守り機能の再構築 ・ 学校・家庭・地域・行政の連携強化 ・ 「みんなで守る」という共通認識の形成

■めざす姿(案)

■市こども計画2025

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」

こどもの性被害を生まない、
気づき合い、ともに支え合い、地域全体で守る
安心して生活・成長できるまち

未然防止

早期
発見・対応

支援

議題3 骨子(案)

条例の骨子(案)

総則

前文

- 地域全体で性暴力から子どもを守る決意
子ども性暴力防止法と本条例の関係

第1条 目的

- こどもの性被害の防止及び対応(予防、早期発見、相談、支援、再発防止)の総合的・一体推進
市、事業者、市民その他関係者の連携
地域全体で子どもを守る環境整備
安心して成長できる社会の実現

第2条 定義

- 子ども、学校等、事業者、性暴力

第3条 基本理念

- こどもの尊厳と安心して成長できる環境の確保
性被害の未然防止の推進
気づきと適切な支援・対応につながる体制整備
被害を受けたこどもの回復と生活の安定への支援
家庭、学校、地域等の連携による地域全体での見守り

第4条 市の責務・役割

- 施策推進、関係機関との連携体制整備

第5条 学校等の責務・役割

- 安全確保措置等の徹底、早期発見・早期対応、教育の推進

第6条 事業者の責務・役割

- 安全確保措置等の徹底、早期発見・早期対応

第7条 保護者の責務・役割

- 性被害防止に向けた教育、被害時の保護・支援

第8条 こどもの責務・役割

- 自分の心と体を守る意識、自他の尊重

第9条 市民の責務・役割

- 地域での見守り、通報

条例の骨子(案)

基本施策

- | | | |
|------|--------------------|-----------------------------------|
| 第10条 | 啓発活動等 | ➤ 市民・事業者への意識啓発、必要な情報提供 |
| 第11条 | 教育の推進 | ➤ 年齢や成長に配慮した性教育・人権教育 |
| 第12条 | 人材育成・研修 | ➤ 教職員等や関係者に対する専門性向上研修 |
| 第13条 | 早期発見・早期対応 | ➤ 兆候把握と迅速な初動対応 |
| 第14条 | 相談体制の整備 | ➤ 相談窓口の整備と確実に支援につながる仕組みづくり |
| 第15条 | 被害者等の支援 | ➤ 被害を受けた子どもや家族の心理・生活面の継続支援 |
| 第16条 | 再発防止 | ➤ 関係機関と連携、支援・指導・対応、体制整備、人材育成、情報共有 |
| 第17条 | 子どもが関与する
事案への対応 | ➤ 発達段階・心身状況への配慮、支援、指導その他必要な対応 |

施策推進

- | | | |
|------|-----------|---------------------------|
| 第18条 | 推進体制の整備 | ➤ 庁内連携による施策推進 |
| 第19条 | 関係機関との連携 | ➤ 警察・福祉等と連携した対応 |
| 第20条 | 事業者支援 | ➤ 研修の実施、自主的取組の促進、情報提供、助言等 |
| 第21条 | 保護者支援 | ➤ 情報提供、助言等 |
| 第22条 | 施策の評価・見直し | ➤ 施策検証、市民意見反映、見直し |

議題4 市民からの意見聴取

意見聴取①:アンケート調査

※日本大学研究チームと連携して実施

(1) 調査目的

① 小学生(高学年)、中高生、保護者

こどもの不安や悩み、支援ニーズを把握し、条例の範囲や内容検討、また取り組むべき施策検討の参考にすることを目的とする。

② 事業所

こどもの性被害に関する認識や対策として講じている取組、また必要な支援ニーズを把握し、条例の範囲や内容検討、また取り組むべき施策検討の参考にすることを目的とする。

(2) 実施時期・調査方法等

- 調査実施時期 令和8年8月(予定)

- 調査方法

①-1 小学生(高学年)・中高生

学校の配信ツールを通じて案内し、回答はオンラインで受け付ける。

①-2 保護者

学校の配信ツールおよび市広報ツールを活用して案内し、回答はオンラインで受け付ける。

② 事業所

総務省統計局DBに記載された事業所や本市の関係団体等へアンケートの回答依頼文を郵送し、回答はオンラインで受け付ける。

- 個人情報の保護と回答に関する注意

- ・回答は匿名とする。
- ・すべての質問に回答する必要はなく、途中でやめたり、答えたくない質問は無回答を可とする。
- ・困った時の相談窓口をアンケートの調査票に記載する。

(3) アンケート案(主な設問項目)

【小学生(高学年)】

- ・ 悩んだ時に相談する相手
- ・ 相談しにくい場合の理由
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【保護者】

- ・ こどもと性について話すときの課題感
- ・ おとなの学びの機会
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【中高生】

- ・ 悩んだ時に相談する相手
- ・ 相談しにくい場合の理由
- ・ 相談窓口の認知
- ・ 身近な環境で不安に感じることがあるか
- ・ より安心になってほしい場所
- ・ SNSの規制 等

【事業所】

- ・ こどもの性被害に対する認識
- ・ 性被害を防ぐための取組状況
- ・ 取組に当たっての課題感
- ・ 行政に対する支援ニーズ 等

意見聴取②：ワークショップ

(1) 実施目的

アンケートで把握した実態・困りごと・支援ニーズ等を深堀し、具体的な条例の方向性や対策・支援策の検討につなげるもの。

(2) 実施時期・内容等

①小学生（高学年）、②中高生、③保護者を対象に3回に分けて実施する。30名程度／回の予定。

● 実施時期 ①令和8年8月下旬（予定） ②令和8年9月中旬（予定） ③令和8年10月上旬（予定）

● 内容案

① 小学生（高学年）：「安心できる環境と人との関わり」

- ・（性被害のない）安心して過ごせる場所とはどのような場所か。学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするためにどうすればよいか。
- ・（性被害にあわないために）大人や友達と関わるうえで大切なことは何か。
- ・（性に関して）困ったときにどうすれば相談しやすくなるか。

② 中高生：「安心できる環境と人との関わり」

- ・（性被害のない）安心して過ごせる場所とはどのような場所か。学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするためにどうすればよいか。
- ・（性被害にあわないために）大人や友達と関わるうえで大切なことは何か。SNSで安心してやりとりするために必要なことは何か。
- ・（性に関して）困ったときにどうすれば相談しやすくなるか。

③ 保護者：「こどもを支えるために必要なこと」

- ・ 学校や塾、習い事を安心して過ごせる場所にするために必要なことは何か。
- ・ こどもが安心して相談できるために、家庭・学校・地域に必要なことは何か。
- ・ こどもから相談を受けたときに、どのような支援や情報があれば安心できるか。

(3) その他(予定)

- ワークショップの冒頭に性被害についてインプットする時間を用意する。
- 「こどもの権利」の普及啓発やこどもの意見聴取支援に取り組むNPOにファシリテーターを依頼し、こどもが安心して参加できる環境づくりやこどもから意見を引き出す工夫を講じる。※①②のみ
- グループワークは同性で行い、同性の大学生を補助で配置する。※①②のみ
- 年齢や発達段階に考慮したグループを設定する。※②のみ